

# 更 新 意 見

2005年4月20日

被告人 富田 益行

## 1. 私は無実です

私は無実です。私が2002年5月27日、国労本部派組合員に対して暴処法にいう「暴行」を加えたという事実は全くありません。私に対する逮捕・起訴は、正当な組合活動を犯罪行為にねじ曲げて、国労の団結権を侵害する著しく不当なものです。

今回の私たちに対する刑事弾圧の核心は、国労大会の議案をめぐる国労組合員同士の論争つまり労働組合内部の問題に、国家権力が介入してきた点にあります。

政府・自民党と国家権力は、国鉄分割・民営化以来一貫して国労を破壊しようと攻撃を加えてきました。そして今回、労働者の団結権行使である私たちのピラマキ・説得活動を犯罪行為として刑事弾圧を加えてきました。これは1982年から始まる分割・民営化攻撃の20年間に及ぶ国労破壊の頂点をなす前代未聞の刑事弾圧に他なりません。

私は、8名の被告全員の無実を徹底的に明らかにし、無罪をかちとります。

## 2. 国労組合員一筋30年間の闘いをかけて

私は、高等専門学校土木科を卒業し、1972年4月、国鉄新幹線総局に採用となりました。採用後14年間新幹線の橋梁・トンネル等の検査・補修という土木関係の仕事に従事してきました。

1987年4月1日の国鉄分割・民営化で、九州・北海道の仲間の多くが組合差別により不当解雇を受ける中、私はJR西日本に採用になりました。しかし、民営化直前の3月10日にこれまでの仕事からはずされ、岡山保線所神戸支所施設技術係兼運輸部管理課に不当配属され、その不当配属のままJRに採用されたのです。

この職場はJRの会社組織体制表にも載っていない異様な職場でした。仕事は高架下空き地にロープで仕切っただけの駐車場づくりでした。ひたすら、組合役員5名を隔離するためだけに作られた職場でした。

私はこのときほど悔しい思いをしたことはありません。私は、国鉄入社以来、不当配属されるまで14年間、新幹線保線の土木関係一筋に務め上げてきました。そこで磨き上げた技術をこのまま朽ち果てさせてしまうのかと思うと腹立たしさでいっぱいでした。

私は、組合つぶしのために、このような不当配属が横行して、果たして鉄道の安全は保たれるのかという不安やいらだちを大きくしました。そのため、どんなことがあっても不当配属を撤回させるぞと固く決意し、大阪府労働委員会に自分の不当配属について救済申立をし、1989年に勝利命令をかち取りました。

1992年になって、ようやくこの不当配属職場から、在来線の加古川保線区に移されましたが、仕事は従来の新幹線関係ではなく在来線の職場だったこと、吹田から加古川までの長距離通勤を強制された点で、不当配属を引き継ぐ性格の強いものでした。96年10月、神戸工事区に配属され、98年4月、現職場である神戸土木技術センター所属になり、現在に至っています。

国労組合員となって初めての闘いは、「交通ゼネスト」と言われた1973～74年春闘や75年の1週間のスト権ストでした。青年部として先頭で闘いました。

1983年から90年までは、国労新幹線支部大阪保線所分会執行委員を務めました。この分会は、分割・民営化の国労解体攻撃と最後まで闘い続けた分会です。その結果、分割・民営化反対のストライキ指導の責任による戒告処分をはじめ

め、5年連続の昇級カット、11回連続の一時金カット等の賃金差別を受けました。先ほど触れました1987年以降もJR西日本の不当配属に抗議して闘った、毎朝の「立席個名点呼拒否」、脱退工作に抗議しての現場長申し入れ行動、国労バッジ着用、点検摘発手帳を胸ポケットに差していたこと等々組合活動を理由に出勤停止・退社命令・戒告処分、一時金カット等の不利益扱いを受けてきました。

当時、近畿地本書記長だった石井勝幸証人にも私の労働委員会闘争への支援要請に行ったことがあります。特に不当労働行為を根絶するために点検摘発することを指導していた石井書記長に、点検摘発手帳を胸ポケットに差していることへの処分を撤回させるために労働委員会の証人もしくは意見書の依頼を行いました。しかし、断られました。

石井証人が思想・信条によって組合員を差別取扱いしていることが本法廷で明らかになりました。

石井証人は、自分の所属する革同は「国労内の1つの派閥」(第23回公判証人尋問調書100頁)としながらも、国労共闘については「革同は外部勢力じゃないが、国労共闘は外部勢力だということですか」という問いに「はい、そうです」(第23回100頁)と答え、自ら思想信条による差別取扱をしていることが明らかになりました。

さらに石井証人は、中核派は「一言で言えば、百害あって一利なし」(第24回94頁)と決めつけ、国労共闘は「中核、その外郭団体」(第23回98頁)とし、国労共闘の運動も国労にとって有害であるという趣旨の証言(第24回100頁)をし、4党合意に反対する者に対する敵意をあらわにしています。

同じ不当な処分を受けている組合員でも、共産党系革同は応援するが、その他の者は応援しないという党利党略、思想・信条による差別が当時からあって、私の労働委員会闘争への支援を断ったのだと思います。

労働組合は、思想・信条を問わず、資本と闘い処分された全ての組合員を守るのが原則です。国労綱領の第7項には「われわれは、基本的人権、ことに思想・信条、政治活動、集会・結社・表現の自由に対する不当な弾圧、干渉を排し、人間

としての真の自由を確立し、平和で民主的な生活を守るために闘う」と記されています。また国労規約第29条、32条は思想・信条による差別取扱を禁止し、組合員の平等取扱の原則を定めています。石井氏ら国労本部派は、国労綱領と国労規約をことごとく踏み破り、ついには「一人の首切りも許さない」という最後の拠り所まで投げ捨ててしまったのです。

石井証人は、国労綱領と国労規約を破り自民党ら3与党声明に屈して闘争団員を除名処分にするというあまりにも不正義な大罪に手を染めようとしたからこそ、警察権力の手先となって、反対派組合員を意識的に警察に売り渡したのです。

この30年間の組合活動は私の人生そのものです。常に労働者の権利を守り、1人の首切りも許さない闘いを貫いてきた国労の闘いそのものです。私は一貫して闘う国労の旗を守って闘ってきたと自負しています。この私の闘う姿をみて、2002年には、今の神戸土木技術センターで青年労働者が国労に加入しました。

### 3. 東京グリーンホテルお茶ノ水前でのピラまき・説得活動

私は、私の30年間の国労組合員としての生き方をかけて、必ずや国労を再び闘う国労に甦らせるという立場で「4党合意」に反対してきました。

2002年5月27日、国労本部は、臨時大会を開き、闘争団を統制処分にかける除名処分にするという議案を提出し可決しようとした。私たちは、「与党3党声明粉碎 奴隷の道を拒否せよ」と書いた国労共闘のピラをまき、大会議案の撤回を申し入れ、国労本部派の説得活動に立ち上がりました。

解雇撤回闘争を闘う闘争団組合員を除名処分にするのは、国労自らが3度目の首切りを強行することです。これはまさに国労の死であり、かけがえのない私たち国労の団結の破壊です。私はわが身が切り刻まれるような痛みを感じました。国労本部の5・27臨時全国大会方針は、私の国労人生30年を否定するものでもあったのです。

国労執行部に国労組合員の首を切らせるという悪どい手口の張本人は、JR不

採用の国家的不当労働行為を強行した自民党・国土交通省であり、自民党・甘利明副幹事長です。

「四党合意」を受け入れ、無様にも自民党・国土交通省の支配介入下におかれ、闘争団と組合員を裏切り続けてきた国労本部と本部派に対して、私たちは国労のかけがえのない団結をかけて、この団結破壊の攻撃に立ち向かったのです。

5月27日、私たちは「東京グリーンホテル御茶ノ水」前に行って、国労本部派に対しビラをまき・説得活動を行いました。私たちは、ホテルの前で、出てきた国労本部派の人たちに声をかけながら、ビラを手渡し、大会議案の撤回を訴えようとしていました。

国労本部派の約40名ほどの先頭にいた笹原助雄東京地本財政部長（現東京地本書記長）が体ごと私にぶつかってきたのです。国労本部派がビラを受け取らず、問答無用とばかりに突破してきたことからホテル前路上が一挙にもみ合い状態になったのです。

本件の最初の2分間に7つのうちの5つのもみ合いがあったとされていますが、そのもみ合い状態をつくり出した原因は、国労本部派の「3列縦隊による突破」方針にあるのです。

私の30数年間のビラまき活動の中で、このように体当たりで突破されたことは初めての経験でした。国労に敵対心をもっている動労・鉄労等の他労組の組合員でさえしたことの無い対応でした。

この「3列縦隊による突破」方針は、笹原・大会準備本部事務局長からホテル前の状況報告を受けた酒田充東京地本委員長（兼大会準備本部委員長、当時。現国労本部委員長）が決定し、笹原事務局長に指示したものです。

「主任弁護士 その3列縦隊にしようというように提案したのは証人ですか。」

鈴木証人 いえ、ちがいます。

主任弁護士 どなたですか。

鈴木証人 提案じゃなくて、ですから。

主任弁護士 だれですかと聞いているんです。

鈴木証人 笹原事務局長の指示がありました。」(第14回公判鈴木勉証人尋問調書17頁)

「この時点では、私は、整然と順序よくバスに乗るために整列したものと思っており、ホテルの外に中核派がいるので、それを突破するために整列するという事は分かりませんでした。」(2000年9月20日平山芳夫の検面調書3頁)

もみ合いの原因をつくり出した酒田国労本部委員長、笹原東京地本書記長、江田雄次東京地本執行委員ら国労本部派こそ責任を問われなければなりません。

私たちが「ちょっと待ってくれ、闘争団とおれたちの話を聞いてくれ」と言うことが、なぜ犯罪として扱われなければならないのか。私は絶対に納得できません。

自民党の言うがままになった国労本部が、人生をかけて闘い続けている闘争団員を除名するのを認めるわけにはいきません。除名処分は労働組合員にとって最も重大な問題です。しかも、16年という長期の解雇撤回闘争を共に闘ってきた仲間に分断攻撃がかけられて発生した問題です。

私たちが、国労本部派に大会議案の撤回を申し入れるのは正当な行為です。彼らには足を止めて、ピラを受け取り、話を聞く義務と責任があります。

国労は、激しい議論を何度も繰り返して団結を維持してきた労働組合です。この日の行動は、団結を守るための当然の行動でした。この後の社会文化会館前での弾劾集会や、甘利議員への労働委員会への出頭要請行動などこの日一日の全体の闘いで、闘う国労の旗は守られ、「四党合意」はその後破綻したのです。

私は、自らの国労人生30年をかけて、国労運動のみならず全労働者の崇高なる団結権を刑事弾圧で踏みにじろうとする、この国労5・27臨時大会闘争弾圧と堂々と闘い、必ず勝利することを宣言するものです。

#### 4. ビデオで明らかになった事実 - 警視庁公安部と結託した国労本部派

- 国労本部・酒田委員長らによる警察売り渡しを弾劾する -

38回の公判の中で、ビデオテープの再生によって重大な事実が次々と明らかになっています。

酒田委員長は、バスに乗り込むや否や「110番しろ、110番」と大声で指示し、その指示に従って笹原事務局長が110番しました。

また、酒田委員長は、バス車内でビデオカメラで撮影している鈴木勉東京地本  
法対部長に「全部、撮ってる？」等と2度も確認していることも明らかになりました。

このような告訴のための証拠収集を目的としてビデオテープを撮ることは、酒田委員長が同席した大会準備の打ち合わせで決定したことも明らかになっています。

まさに、国労本部派は、警視庁公安部に反対派組合員を告訴することを目的に準備・計画していたのであり、その最高責任者こそ酒田委員長です。

警視庁公安部と国労本部派が事前に結託していたことを十分に疑わせるに足る決定的事実が、酒田委員長自身が鈴木法対部長に撮らせていたビデオに録音された音声の中にありました。

新たに本事件を担当することになった裁判官に訴えたい。

私は、ビデオテープをあの東京拘置所の中で囚われの身で初めて観ました。酒田委員長が、親しい雰囲気電話して、警視庁の公安警察官と思われる人物に「逮捕できないですかね」とバス車内から現場逮捕を要請している声を聞いた時、私は怒りを通り越して、「30年間の人生をかけて、信じてきた国労から、こともあろうにその委員長から警察に売り渡されていたのか」という悲しみと悔しさでいっぱいになりました。

あれから1年4カ月、今は「この裏切りを許して、国鉄闘争と1047名の解

雇撤回闘争の勝利はあり得ない。絶対に、国労本部・酒田委員長を法廷に引きずり出して、組合員を警察権力に売り渡した罪を満天下に明らかにし、国労から追放・打倒しなければ、死んでも死にきれない」という決意に変わっています。

## 5. これまでの公判で明らかになってきた国労本部派と警視庁公安部の癒着・結託を弾劾する

5月27日、酒田委員長らは大会終了後のご苦労さん会でビデオテープをダビングすることを決定し、翌28日、酒田委員長は捜査が継続していることを鈴木法対部長に伝え、笹原事務局長は29日、テープを最初から最後までダビングしたものを用意するように鈴木法対部長に指示し、同日午後2時頃、鈴木法対部長は酒田委員長にダビングしたテープを渡しました。

酒田委員長は、29日ないし30日にダビングテープを警視庁公安部の星警部に提出し、30日に酒田委員長は迎えにきた神田警察署の遠山文雄巡查部長が運転する車で星警部らと一緒に荒川署へ行き、そこで星・関両警部らと一緒にビデオを観て、「ひどくやられているでしょう」等と弾圧要請していたことが公判で明らかになっています。

さらに同じ5月30日、会計監査のために上京していた石井勝幸本部会計監査員を、東京地本事務所から数分の喫茶店「ルノール」に呼び出し、事前に呼んであった星・関両警部らとともに「いや、うちの組合員やしな」と躊躇する石井氏に、被害届を出させることを承諾させたこともあわせて明らかになっています。

酒田氏が国労本部委員長になってから1年7カ月、「解雇撤回・原地原職復帰」を掲げる国鉄1047名闘争への裏切りと破壊策動を強めれば強めるほど、警察権力との癒着・結託による闘う組合員への弾圧・売り渡し策動が強まっています。

このことは、昨年12月2日、鉄建公団訴訟結審日に国労本部の酒田・吉田執行部に「凍結していた闘争団員への生活援助金1億7千万円の無条件解除等」の申し入れ要請行動をした「国労に人権と民主主義を取り戻す会」の国労組合員ら

に対し、「今後同様の行為があれば法的措置も検討する」という内容証明郵便を送りつけ、刑事弾圧を公言していることから明らかです。

酒田・吉田執行部は、私たちに加えた5・27臨大弾圧のみならず、1047名闘争を闘うすべての組合員・人士に対して刑事弾圧を加え、警察権力に売り渡すことを常套手段化してきているのです。

## 6．1047名闘争の勝利と無罪獲得は一体です

私たちが逮捕されたことを知った現場の仲間は、それぞれの分会で保釈要求署名に取り組み、各級機関の大会で抗議の声を巻き起こしてくれました。

四党合意から与党三党が一方的に離脱し、四党合意が崩壊した02年12月6日直後の12月14日に開催された近畿地方本部大会、さらには12月21日の兵庫地区本部大会においてもそれぞれ2名の代議員から

「組合の全国大会をめぐって起きた事件ではないか、国労本部は関係ないと逃げなのか」

「国労は警察権力と闘って多くの血を流して闘ってきた歴史がある。いつから同じ組合員を警察に売り渡すようになったのか」

「労働組合は色々な考え方の違いはあっても、組合員を敵の攻撃から守っていくのが労働組合ではないのか」

等々、組合内部の問題は組合の力で解決せよという労働組合の団結自治、警察権力の団結権侵害と闘うという労働組合の原則、思想信条に関係なく組合員一人ひとりの権利を守るという労働組合の存立基盤などについて勇気ある発言がなされました。

国労本部は、私たちを警察に売るだけでなく、闘争団住所録や7・1臨大における器物損壊一覧表なども証拠として提出しているありさまです。私はこのような腐敗した国労本部の姿を見るにつけ、現場で闘う国労の旗を守ろうとする多くの仲間とともに国労再生のために闘う決意を新たにします。

私は、闘争団員とその家族の皆さんの不屈の「解雇撤回・JR復帰」かける闘いに励まされて、今日まで仲間を裏切らない、JR資本と闘う国労組合員として闘ってこれました。そして、今回弾圧を受けたことによって、私は闘う闘争団員と共に1047名闘争勝利・国労再生の闘いにやっと一緒に並んで闘えることになったと思っています。また、そのことを嬉しく思っています。

1047名闘争つぶしのために向けられた四党合意 - 与党三党声明に反対して弾圧された私たちが無罪を勝ち取ることこそが、1047名闘争つぶしをはね返すことになるのであり、無罪獲得・国労再生は1047名闘争勝利と一体です。

## 7 結語 無罪判決以外にはありえない

本事件は、憲法28条が保障する労働者・労働組合の団結権が、警視庁 - 公安警察権力によって重大な侵害を受けた事件です。

ビラまき・説得活動という団結権の行使に対して、労働組合執行部が反対派弾圧のために警察権力を介入させ組合自治を自ら破壊していることを私は強く弾劾するものです。

労働組合が警察と癒着・結託していて、労働組合たりえるはずがありません。

私は、このような腐敗しきった国労の再生を実現していくためには、酒田委員長らによってかけられた汚名を晴らし、無罪を勝ち取っていく以外にはありえないと思っています。私は34年間の国労組合員としての人生のすべてをかけて、「仲間を裏切らない・闘う」国労に再生していくことに全力を尽くしていく決意です。なお、資料として国労綱領を添付します。

以上